

チコ労務管理事務所通信

東京都教育委員会が教員への
カスハラ対応指針案を示しました

◆教員に対する「社会通念を超える要望等」とは？

12月2日、東京都教育委員会は有識者会議にて、教員へのカスハラ対応指針案（以下、「案」といいます）を公表しました。

案では、「社会通念を超える要望等」を「著しい迷惑行為で勤務環境を害するもの」とし、具体例では「業務に支障が生じるような長時間の居座りや電話」「多項目に及ぶ質問に対する書面回答の要求」「児童・生徒や教職員の個人情報を教えるように要求」などを示しています。

◆迷惑行為等への対応の流れは？

標準的な対応手順としては、相談等に丁寧かつ誠実に対応することを基本としつつ、当初から2人以上で対応する、3回目以降は管理職中心への対応にシフトするとともに弁護士への相談を開始する、4～5回目には弁護士等も同席（状況に応じて弁護士が単独で対応）する、を示しています。

さらに5回目以降に弁護士等から第三者的な場への相談を打診し、保護者等が行為をやめず、業務に支障が生じると判断した場合、行為中止の要請等をした上で対応を終了するとしています。

◆教職員のメンタルヘルスケアはどうする？

「相手の言動は自分の責任ではない」と意識することで、心理的な負担を減らすことができるとメンタルヘルスケアの効果を示し、「一人で抱え込ませない」「相談室等への案内」「いわれのない誹謗中傷の削除」といった取組みを挙げています。

また、対応終了後も保護者等との関係性は続くことから、弁護士等による保護者等への状況の確認など必要に応じてフォローアップを行うことや、事案の検証と共有を行うことも大切としています。



【東京都教育委員会「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議（令和7年度第5回）】

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/basic/council/sonota/school_home_community_relationship

在留資格「留学」から就労資格への変更申請はお早めに

◆出入国在留管理庁が呼び掛け

外国人留学生の来年4月からの採用を予定されている企業の皆様には、早めの在留資格変更申請をお勧めです。出入国在留管理庁は、4月入社を目指す留学生の申請は毎年1～3月に集中し、書類不足や提出の遅れがあると希望日までに審査が終わらない可能性があるとして、12月1日から1月末までの間に申請するよう呼び掛けています。申請前には出入国在留管理庁のホームページにある提出書類一覧表を参照し、必要書類が揃っているか、慎重に確認しましょう。書類に不足があると結果が出る日が遅くなり、入社手続に影響する可能性があります。

◆新たに必要書類の省略が可能なケース

2025年12月1日からは、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」または「研究」への在留資格変更許可申請において、以下のいずれかに該当する場合も提出書類の一部省略が認められるようになりました（派遣雇用は対象外）。対象となるか確認のうえ、申請を行うとよいでしょう。

- ① 本邦の大学卒業（予定）者（大学院および短期大

学卒業者を含む)

- ② 海外の優秀大学卒業者：3つの世界大学ランキング中、2つ以上で上位300位にランクインしている外国の大学が対象
- ③ 「留学」から就労資格への在留資格に変更許可を受けた者を現に受け入れている機関において就労する場合：申請人が希望する在留資格を有する外国人（「留学」の在留資格から変更許可を受けた者に限る）が現に当該所属機関に雇用されており、同外国人が当該所属機関において就労中に少なくとも1度の在留期間更新許可を受けている場合が対象

【出入国在留管理庁「在留資格「留学」から就労資格への変更申請を予定されている皆様へ】

https://www.moj.go.jp/isa/10_00240.html

子ども・子育て支援金について

全国健康保険協会は、令和7年11月28日に開催された全国健康保険協会運営委員会の資料として「子ども・子育て支援金について」を公開しました。

◆子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策（児童手当の拡充、妊婦への支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付および育児時短休業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除）のための特定財源として、令和8年度から10年度にかけて段階的に導入されます。

◆開始時期と徴収方法

令和8年4月分（5月末納付分）より、労使折半で子ども・子育て支援金を負担します。医療保険料と同様、毎月の賃金ならびに賞与から徴収されることになっており、産休中や育休中の場合は免除されます。制度の適用開始は、任意継続被保険者も同様です。

◆支援金率と年収別の負担額

負担額は、標準報酬月額ならびに標準賞与額に支援金率を乗じて求められます。支援金率は国が一律で定めることとされており、0.24%から段階的に引き上げられ、令和10年度に0.4%になる予定です。被保険者一人当たりの平均負担額は、令和8年度では450円、令和9年度では600円、令和10年度では800円と見込まれています。

◆給与明細への表示

こども家庭庁の事務連絡(2025.6.18)において、被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務とはなっていませんが、従業員への説明や、必要に応じて給与明細の修正対応ができるよう、理解と準備をしておきましょう。

【全国健康保険協会「子ども・子育て支援金について】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/share/direction/dai138kai/2025112814.pdf>

「育児休業等給付専用のコールセンター」が設置されています

◆複雑化する実務

今年施行された改正育児・介護休業法の施行に伴い、従来の育児休業給付金に加え、出生後休業支援給付金や育児時短就業給付金が新設され、申請書類や要件等がそれぞれ異なり、実務が複雑化しており、申請から給付まで、時間がかかることも問題になっています。

◆コールセンターの設置

厚生労働省は、それらの問題を踏まえ11月17日に「育児休業等給付専用のコールセンター」を設置しました。育児休業等給付に関する制度内容や申請手続、電子申請の処理状況の目安に関して、問い合わせに応じてもらいます。

◆問い合わせの対象となる給付金

- ・育児休業給付金（支給期間の延長を含む）
- ・出生時育児休業給付金
- ・出生後休業支援給付金
- ・育児時短就業給付金

◆問い合わせの対象となる内容

- ・給付金の内容や支給要件を知りたい
- ・支給額がどのように計算されるか知りたい
- ・給付金の申請手續を知りたい
- ・支給時期や電子申請の処理の目安を聞きたい
※具体的な支給日の回答は行わない

【厚生労働省「育児休業等給付専用のコールセンターを設置します】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001593629.pdf>